

部局名：防災対策部

令和3年度当初予算編成に係る
「知事と部局長との協議の場（個別協議）」資料

特定政策課題枠事業

| 順番 | 細事業名 | ページ |
|----|---|-----|
| 1 | 「みえ防災・減災センター」事業費（風水害避難対策強化事業） | 1 |
| 2 | 「みえ防災・減災センター」事業費（紀伊半島大水害10年プロジェクト事業） | 1 |
| 3 | 「みえ防災・減災センター」事業費（「新しい生活様式」に対応した避難所アセスメント事業） | 1 |
| 4 | 避難行動促進事業費 | 6 |
| 5 | 防災訓練費 | 9 |
| 6 | 消防行政指導事業費 | 12 |

令和3年度事業マネジメントシート（事務事業）

担当課 防災対策部 防災企画・地域支援課

事業概要

| | | | | | | | | |
|----------------|---|-------------------|-----|-----|-----|-----|----|--|
| 細事業名 | 「みえ防災・減災センター」事業費 | | | | | 区分 | 継続 | |
| 施策 | 111 | 災害から地域を守る自助・共助の推進 | | | | | | |
| 基本事業 | 11101 | 多様な主体が連携した防災活動の促進 | | | | | | |
| 根拠 (法令等) | 三重県防災対策推進条例 三重県防災・減災対策行動計画 | | | | | | | |
| 予算 額 等 | 年度 | 令和元年度 | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 | | |
| | 予算額 | | | | | | | |
| | 決算額 | | | | | | | |
| 事業の目的 | 「みえ防災・減災センター」では、市町や企業、県内他大学の参画を進めるとともに、他県や国の研究機関等とも連携するハブ機能を充実させること、また、県内外の活用できるリソースを集結するシンクタンク機能を担うことで、地域の防災力を高めます。 | | | | | | | |
| 事業目標 | 防災人材の育成と活用、地域や企業への支援、防災資料の収集と情報発信・啓発、防災に関する調査研究等を行うことで、県全体の地域防災力の向上を図ります。 | | | | | | | |
| 前年度からの 変更点 | 令和2年7月豪雨で課題となった社会福祉施設の実効ある避難対策の促進や避難所における新型コロナウイルス感染症対策、県民の防災意識の醸成と啓発事業の強化など、近年の防災課題に的確に対応していくための事業に注力して取り組みます。 | | | | | | | |
| 事業の必要性と期待される効果 | <p>行政と大学が一体となった「みえ防災・減災センター」という枠組みにおいて、市町職員を対象とした研修や、相談窓口の設置、アーカイブの構築、みえ防災・人材バンクの運用などの事業を展開しています。</p> <p>「三重県防災・減災対策行動計画」をふまえ、喫緊の課題解決に向けた取組について、市町や企業等を支援することにより、「防災の日常化」の定着を推進します。</p> <p>引き続きセンターの防災ハブ機能・シンクタンク機能の強化を図ることにより、より多くの市町・機関や団体のセンターへの参画を促し、地域防災力の向上につなげていきます。</p> | | | | | | | |

取組詳細

| | |
|------|---|
| 取組概要 | 「三重県・三重大学 みえ防災・減災センター」において実施する人材育成・活用事業、地域・企業支援事業、情報収集・啓発事業、調査・研究事業を通じて、県内の防災・減災対策を推進します。 |
|------|---|

「みえ防災・減災センター」事業 25,361 千円 (25,361 千円)

1 人材育成・活用事業

(1) みえ防災塾の開催

① 応用コース さきもり応用コース

防災・減災に関する専門知識と実践力を身につけ、地域づくりに貢献する人材を養成します。

② 基礎コース みえ防災コーディネーター育成講座

さきもり応用コースを受講するきっかけづくりと、地域等の防災活動に貢献することを目的として、防災・減災に関する基礎的な学習を行い、みえ防災コーディネーターを育成します。

(2) 専門講座の開催

① 市町職員向け研修

市町職員を対象として、実際の業務に活用することができる知識・技能の習得を目的とします。

② 自主防災組織リーダー研修

地域の防災リーダーである自主防災組織のリーダーを対象として、地域での取り組みに結びつけるための研修を実施します。

③ 専門職防災研修

医療・看護、保健・福祉・介護分野で活躍する専門職を持つ人材を対象として、それぞれの業務の中で防災の知識を活用してもらうための研修を実施します。

(3) 防災人材の活動支援

① みえ防災人材バンク登録者を、市町等の防災活動の支援に活用します。

② みえ防災人材バンク登録者を対象として、支援の技術・能力向上のためのフォローアップ研修を実施します。

③ みえ防災コーディネーターや三重のさきもり等、これまで育成してきた人材が地域等でより一層活躍することができるよう、育成した人材のネットワークであるみえ防災コーディネーター連絡会、さきもり倶楽部の運営支援を行います。

2 地域・企業支援事業

(1) 相談窓口の運営

地域や企業の防災関係の取組支援を行うため、相談窓口を運営し、電話や直接の来訪等への対応を行います。

(2) みえ企業等防災ネットワークの運営

みえ企業等防災ネットワークの会員が、防災に関する知識の習得や会員相互の交流・相互理解・協力が円滑に進むよう事務局としてネットワークの運営を支援する。また、地域別企業等防災研修の企画・実施を行います。

(3) DONET 研究会の運営

「DONET」を活用した津波予測・伝達システムを県内の津波防災対策に役立てるため、県、大学、防災科学技術研究所が参画する研究会の運営を行います。

(4) 地域防災研究会の運営

市町、県地域防災総合事務所・地域活性化局等の防災担当職員の意見交換、情報共有の場として、地域防災研究会を運営します。

(5) 地区防災計画作成促進事業

地区防災計画の策定促進に向けて、地域の災害リスクや課題をふまえた対策や、避難行動要支援者の支援対策について、取組を進めます。

(6) 風水害避難対策強化事業(2,450千円)

令和2年7月豪雨で社会福祉施設において多くの入所者が犠牲となったことを教訓として、災害リスクが高い場所に立地している社会福祉施設の避難に関するモデルケースを構築し、適切な避難実施に向けた取組を推進します。

事業の実施にあたっては、地域の特性などを考慮してモデルとなる施設を選定し、当該施設の避難計画の実効性等を調査したうえで、行政(県・市町)、地域、施設で構成する「地域調整会議(仮称)」を設置し、地域との連携体制や避難手順、訓練状況等を検証したうえでモデルケースを構築して、各施設の避難対策の強化に活かしていきます。

また、災害リスクのある地区や施設の情報をデジタル地図にマッピングすることで、市町と連携し、避難を円滑に行うための事前対策の検討や災害時の対応に活用します。

(7) 避難所アセスメント事業(4,162千円)

「新たな生活様式」に対応した避難所運営をめざし、避難所運営訓練などを通じて、感染対策や避難所運営の有識者などによる避難所アセスメントを実施します。

感染症や避難所運営の有識者などでアセスメントチームを構成し、避難所での感染防止用資機材の適切な使用やゾーン分けなどについて評価を行い、市町別の避難所カルテを作成し、研修会も開催します。

また、作成した避難所カルテに基づき、防災技術指導員が各市町の水平展開を支援するとともに、アセスメントの結果必要となる資機材等は地域減災力強化推進補助金により財政支援を行います。

3 情報収集・啓発事業

(1) みえ防災・減災アーカイブの運用、拡充

三重県内における防災・減災に関するさまざまな情報を、防災学習や防災対策、防災研究を目的として、住民や自治体、公的機関等が保有する情報を収集し、適切な権利処理を行い、一般に公開します。

① 利活用の促進

利活用の促進に軸足を置き、地域で市町や教育機関、児童館などと連携を図り、活用事例を作成し、使いやすい環境づくりを行い、利活用促進に向けた取組を行っていきます。

② 情報収集

地域に設置されている地震・津波の碑や個人で収集している被災写真などの画像データなどを引き続き収集し、コンテンツを拡充します。

(2) シンポジウム等のイベントの開催

「紀伊半島大水害 10 年」プロジェクト (3,049 千円)

みえ風水害対策の日 (9 月 26 日)、みえ地震・津波対策の日 (12 月 7 日) に合わせて、県民に防災について身近に感じてもらうためのシンポジウム等を企画・実施します。

特に令和 3 年度は紀伊半島大水害から 10 年目の節目を迎えることから、「紀伊半島大水害 10 年プロジェクト」として、三重県総合防災訓練や紀伊半島大水害で大きな被害を受けた和歌山県や奈良県とも連携して開催します。シンポジウムでは「-紀伊半島大水害 10 年を迎えて-地域の風水害対策を考える (仮)」をテーマとして、基調講演の後、紀宝町の地域防災の取組などのほか、隣接している奈良県、和歌山県からの取組についても紹介し、各県のイベントや式典とも連携して開催します。

また、当日の様相についてより多くの方に見ていただけるよう、オンラインでの配信などを行うとともに、当日の様相を撮影・映像編集し、みえ防災・減災センターの HP で公開を予定しています

(3) 防災啓発資料の作成

住民の防災意識の向上を図るための啓発資料を作成し、人材育成・活用事業や啓発事業において活用します。

4 調査・研究事業

(1) 災害に関する三重県内の地域課題の解決に資する調査研究

「南海トラフ地震に関する調査研究」、「風水害に関する調査研究」、「家庭における耐震対策を促進するための調査研究」などをテーマとして、大学教員と行政職員が一体となり研究を実施します。

令和3年度 みえ防災・減災センター事業費 風水害避難対策強化事業

平成30年7月豪雨の課題

○記録的な大雨により河川氾濫や土砂災害が相次ぎ、多数の犠牲者が発生
⇒高齢者等要配慮者の避難が遅れた。

【課題】

- ①「防災」と「福祉」の連携が必要
- ②地域の防災力(「共助」)が必要

国検討会

「平成30年7月豪雨による水害・土砂災害からの避難に関するWG」

令和2年7月豪雨の課題

○熊本県球磨川流域の社会福祉施設が被災し、多数の犠牲者が発生
⇒被災施設は避難確保計画を策定し、訓練も実施していた。

【課題】

- ③施設の避難の課題を確認した上で、避難の実効性を高める方策が必要

国検討会「令和2年7月豪雨高齢者福祉施設の避難確保に関する検討会」

三重県の状況(令和2年1月現在) ※水防法に基づく

- 社会福祉施設の避難確保計画の作成状況・・・約51%(538/1,061施設)
- 計画に基づく避難訓練の実施状況・・・約12%(124/1,061施設)

風水害避難対策強化事業の概要(案)

1. 孤立可能性施設等精査とマッピング

- ・災害リスクのある地区や施設の情報デジタル地図にマッピング。
- ・市町と連携し、避難を円滑に行うための事前対策の検討や災害時の対応に活用。

2. 避難を適切に実施するためのモデルケースの構築

- ・行政(県・市町)、地域(自主防災組織及び消防団)、モデル施設で構成する「地域調整会議(仮称)」を設置。
- ・同会議を通じて、地域との連携体制や避難手順、訓練状況等を検証したうえで、**モデルケースを構築。**



県関係部局が連携して市町の取組を支援し、各地域・施設における避難対策の強化を促進！

令和3年度事業マネジメントシート（事務事業）

担当課 防災対策部 災害対策課

事業概要

| | | | | | | | |
|----------------|---|---------------------------|-----|-----|-----|-----|----|
| 細事業名 | 避難行動促進事業費 | | | | | 区分 | 新規 |
| 施策 | 111 | 災害から地域を守る自助・共助の推進 | | | | | |
| 基本事業 | 11102 | 県民の適切な避難行動を促進するための防災情報の提供 | | | | | |
| 根拠 (法令等) | 三重県防災・減災対策行動計画 | | | | | | |
| 予算額等 | 年度 | 令和元年度 | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 | |
| | 予算額 | | | | | | |
| | 決算額 | | | | | | |
| 事業の目的 | <p>台風や集中豪雨など大規模な風水害の発生に備え、SNSやAI技術を活用し、これまで以上に有効な防災情報の収集・提供や、県民が家族や関係者からの呼びかけに応じて事前に避難できるように取り組み、地域住民の安全性の向上を図ります。</p> | | | | | | |
| 事業目標 | <ul style="list-style-type: none"> ・県民に、お住まいの地域に応じた防災情報を提供することで、より適切な避難行動を促進します。 ・これまでの情報収集に加え、県民から発災中の地域の「生（なま）」の情報を県の災害対策本部で収集する仕組みを加えることで、災害対策活動を効果的に進め、被害の軽減を図ります。 | | | | | | |
| 前年度からの変更点 | <p>SNSにより県民から発せられた災害情報をAIを活用して集約し、早期の災害対応の実施や県民へのタイムリーな情報提供につなげる。</p> | | | | | | |
| 事業の必要性と期待される効果 | <p>(1) AIを活用した災害情報のマッピングによる可視化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・AIを活用して、市町職員や消防団員等から収集した発災の恐れのある状況や発災直後の現場からの情報を分析し、マッピングすることで、災害対策活動の充実や避難情報の提供につなげていきます。 <p>(2) AIスピーカー等を活用した避難情報等の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スマートフォン操作が苦手な高齢者等でも、AIスピーカー等を活用して、避難に必要な情報を取得することなどで、避難行動を促進していきます。 <p>(3) 防災情報活用推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SNSに投稿された多種多様の情報から必要な情報をAIがリアルタイムに抽出することで、これまで以上に幅広い情報収集ができ、災害対応の初動を速やかに行っていきます。 ・SNSに投稿された情報を基にTwitterやLINEで危険箇所に関する注意喚起や避難を呼びかけるなど、県民の皆さんに具体的な情報のタイムリーな提供を行っていきます。 | | | | | | |

| | |
|-------|---|
| 取組概要 | <p>(1) AIを活用した災害情報のマッピングの可視化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防団員等が被害情報等を写真付きで提供し、その情報をAIが分析し、地図上にマッピングすることで、県や市町の災害対策本部で被害が可視化され、効果的な避難の呼びかけや災害対応につなげていきます。 <p>(2) AIスピーカー等を活用した避難情報等の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者を含む県民がAIスピーカー等でお住まいの地域に応じた情報を取得できるようにすることで、避難行動の促進を図ります。 <p>(3) 防災情報活用推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SNSで発せられた最新の災害情報等をAIにより即座に集約するサービスを導入することにより、県の災害対策活動の初動の迅速化、県民の皆さんへのきめ細かな情報提供などにより、被害の軽減や避難行動の促進につなげます。 |
| 取組内容等 | |

AI技術等を活用した情報提供及び情報収集 21,050千円(11,252千円)

(1) AIを活用した災害情報のマッピングの可視化

- ・AIを活用して発災の恐れのある状況や発災直後の現場からの情報を分析し、地図上にマッピングすることで、災害対策活動の充実や効果的な避難情報の提供につなげます。

(2) AIスピーカー等を活用した避難情報等の提供

- ・AIスピーカー等を活用して、高齢者等が自ら避難行動するための防災情報や避難に関する情報を取得することで、県民の避難行動の促進を図ります。

(3) 防災情報活用推進事業(新規) 1,452千円(1,452千円)

- ・SNSから、AIがリアルタイムに災害等の情報を抽出するサービスを活用して、災害や大規模事故等の情報を早期にかつ幅広く把握するとともに、通常消防団や行政職員が確認を行っていない箇所の情報や孤立地域など市町からの情報が入ってこない地域における情報を把握し、初動につなげます。
- ・把握した情報で対応が必要と考えられる情報については、必要に応じて市町等に現場確認を依頼するなどしながら、TwitterやLINEにより情報提供を行い、県民の皆さんに避難行動を促すなど、適切な対応につなげます。

[導入により可能となる具体的事例]

- ・消防団や行政職員が確認のパトロールを行う前に災害状況(土砂崩れ、道路のアンダーパスの浸水等)を把握し、消防団や行政職員に確認を依頼し、対応を求めることができる。
- ・市町からの情報が入ってこない地域における情報(孤立地域の発生、市町が機能しない程に被害を受けた場合)を収集し、初動につなげることができる。
- ・他県等の被災地支援に職員を派遣する場合に、事前に現地の状況を確認、対応を検討することができる。

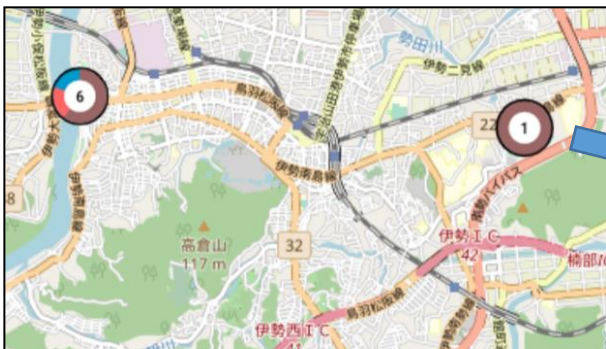
○防災情報活用推進事業

<県民からの情報が収集された画面 ※イメージ> (新)



※SNSから、AIがリアルタイムに災害等の情報を抽出し、災害等の情報を早期にかつ幅広く把握することができる。

<市町職員や消防団員等からの情報がマッピングされた画面 ※イメージ>



※収集された情報の件数等が表示されており、アイコンをクリックすると詳細が確認できる。

令和3年度事業マネジメントシート（事務事業）

担当課 防災対策部 災害対策課

事業概要

| | | | | | | | | | |
|--------------|-----|--|------------------|-----|-----|-----|----|----|--|
| 細事業名 | | 防災訓練費 | | | | | 区分 | 継続 | |
| 施策 | | 112 | 防災・減災対策を進める体制づくり | | | | | | |
| 基本事業 | | 11202 | 災害対策活動体制の充実・強化 | | | | | | |
| 根拠 (法令等) | | 災害対策基本法第48条 三重県地域防災計画 地震・津波対策編 第2部第5章第7節 三重県地域防災計画 風水害等対策編 第2部第5章第6節 | | | | | | | |
| 予算 額 等 | 年度 | 令和元年度 | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 | | | |
| | 予算額 | | | | | | | | |
| | 決算額 | | | | | | | | |
| 事業の目的 | | <p>近い将来、大規模地震の発生が予測されており、県全域が「南海トラフ地震防災対策推進地域」、県内16市町が「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」の指定を受けています。</p> <p>このため、大規模地震や風水害などを想定した大規模災害発生時の応急対策、応急復旧等に係る実践的な防災訓練を行い、県および市町、防災関係機関、地域住民が一体となった防災対策の推進を図ります。</p> <p>図上訓練は、段階的かつ着実に実施し、初動期および応急期の実践的対応能力の向上を図ります。特に出水期までに新体制による対応能力を整えます。</p> <p>実動訓練は、紀伊半島大水害から10年の節目を迎えることから、大規模風水害をテーマとしたワークショップ、訓練等を通して、自治体や関係機関が連携して、大規模風水害に対して県民が身の安全を守る行動を取ることができるようにします。また、自治体、関係機関等のより一層の連携強化を図ります。</p> | | | | | | | |
| 事業目標 | | <p>災害対策活動体制の充実・強化に向け、実動訓練については、地域の災害特性に応じたテーマ設定、関係機関との連携強化、住民参加をふまえ、より実践的な防災訓練を実施していきます。</p> <p>図上訓練については、災害対策統括部図上訓練および総合図上訓練を実施するとともに、地方災害対策部が図上訓練を主催する能力を強化するのに必要な支援を行うことにより、災害対策活動体制の充実・強化を図ります。</p> <p>実動訓練については、紀伊半島大水害10年防災訓練として下記の目標で取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・奈良県、和歌山県、県内被災自治体の関係者等で紀伊半島大水害当時の状況やこれまでの取組を振り返るワークショップを行い、風水害に対してどのように取り組んできたかについて共有を図るとともに、それらの成果と課題について3県連携の検討を行い、今後の取組につなげます。 | | | | | | | |

| | |
|----------------|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・「紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定」（奈良県、和歌山県、三重県）に基づき、防災拠点の共同利用など具体的な運用方法を検討し、共有します。 ・紀伊半島大水害における災害対応の「成果と課題」に対応した実動訓練を、紀伊半島大水害 10 年防災訓練として実施することで、自治体や関係機関の災害対応能力の向上を図ります。 ・新型コロナウイルス感染症対策が必要な状況における大規模風水害への対応も、訓練のテーマの一つとします。 ・上記のワークショップと訓練に、みえ防災・減災センター事業費で実施するシンポジウム等のイベントを含めて、「紀伊半島大水害 10 年プロジェクト」として一連の事業で実施することで、相乗効果を図ります。 |
| 前年度からの変更点 | 風水害対応の課題解決に向けて、紀伊半島大水害で三重県とともに大きな被害を受けた奈良県、和歌山県からの参加も得て、ワークショップや防災訓練等を開催します。 |
| 事業の必要性と期待される効果 | <p>図上訓練は、職員の災害対応力を強化するとともに、県、市町、防災関係機関等の連携強化を図るため、繰り返し実施することで、検証・改善のサイクルを深化させていく必要があります。</p> <p>実動訓練は、紀伊半島大水害 10 年防災訓練として次の効果が期待できます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・紀伊半島三重県内の自治体だけでなく、より甚大な被害を受けた奈良県、和歌山県とともに取り組むことにより、県域を跨いだ具体的な連携について進めることが可能となります。 ・迅速性が求められる災害対応においては、隣接する自治体との連携が重要となるため、3県連携の検討や訓練による検証を行うことで、より効果的な支援体制・受援体制を構築することができます。 ・これまで訓練する機会がほとんどなかった現地災害対策本部の設置訓練を行うことで、被災地域における情報収集や応急対策の指示、情報連絡や広報活動、地元自治体や地方部との情報共有等の対応力を向上させることができます。 |

取組詳細

| | |
|-------|---|
| 取組概要 | 毎年のように発生する風水害による被害に対応するため、県・市町・防災関係機関等が連携した実動訓練および県災害対策本部・地方部が主催する図上訓練を通じて、実践的な災害対応力の積み重ねを図ります。 |
| 取組内容等 | |

(1) 図上訓練

516 千円 (516 千円)

発災後の様々な段階と局面に応じて、機能別訓練や総合図上訓練を、市町、防災関係機関と連携して実施します。また、各地方部においても図上訓練を実施します。

(2) 紀伊半島大水害 10 年プロジェクト事業費

14,731 千円 (14,731 千円)

紀伊半島大水害から 10 年目の節目を迎えることから、大規模風水害に対して、県民が身の安全

を守る行動を取ることができるようになることと、自治体、関係機関が県民の生命と財産を守るための災害対応をより一層連携して行うことができるようになることを目的として、紀伊半島大水害をテーマとしたワークショップ、実動訓練を実施します。

ワークショップは、県内被災自治体だけでなく、奈良県、和歌山県の防災担当者なども交えて紀伊半島大水害当時の状況を振り返り、それぞれの自治体が風水害対応に対してどのように取り組んできたのかを共有し、その成果と課題について実動訓練に盛り込む予定としています。

実動訓練は、これまで訓練する機会がほとんどなかった現地災害対策本部の設置訓練も行うこととしており、ワークショップと同様に奈良県、和歌山県からも参加してもらい、被災地域における情報収集や応急対策の指示、情報連絡や広報活動、地元自治体や地方部との情報共有、救出救助や物資輸送、医療救護等の訓練を行う予定です。

令和3年度事業マネジメントシート（事務事業）

担当課 防災対策部 消防・保安課

事業概要

| | | | | | | | | |
|----------------|--|------------------|-----|-----|-----|-----|----|--|
| 細事業名 | 消防行政指導事業費 | | | | | 区分 | 継続 | |
| 施策 | 112 | 防災・減災対策を進める体制づくり | | | | | | |
| 基本事業 | 11205 | 消防・保安対策の充実・強化 | | | | | | |
| 根拠 (法令等) | 消防組織法 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律 | | | | | | | |
| 予算 額 等 | 年度 | 令和元年度 | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 | | |
| | 予算額 | | | | | | | |
| | 決算額 | | | | | | | |
| 事業の目的 | 地域防災力の向上のため、消防体制の充実とともに、消防学校と連携した消防職団員の教育訓練等の充実強化を図ります。また、市町及び三重県消防協会等と連携し、消防団員の確保や消防団の活性化のための取組を進め、消防団の充実強化を図ります。 | | | | | | | |
| 事業目標 | <p>常備消防においては、大規模災害時には、県内消防本部間の相互応援や県外からの緊急消防援助隊との連携が必要となることから、緊急消防援助隊ブロック訓練等への参加や消防広域化等の支援などを通じ、消防力の強化をめざします。</p> <p>全国的に消防団員数は減少していることから、市町における機能別団員制度の導入及び女性消防団員加入促進の取組を促進させるとともに、地域特性や消防団の実情に応じた創意工夫ある消防団員の確保及び消防団の活性化に係る様々な取組を支援し、消防団の充実強化をめざします。</p> | | | | | | | |
| 前年度から の変更点 | 平成31年3月に策定した「三重県消防広域化及び連携・協力に関する推進計画」において定めた連携・協力の気運の高まりをさらに促進すべき地域を特に支援し、消防の広域化等の取組を促進します。 | | | | | | | |
| 事業の必要性と期待される効果 | <p>近年、全国において風水害等の災害により大きな被害が生じており、さらに三重県においては南海トラフを震源とする大規模地震の発生も懸念されています。このような状況の下、あらゆる災害・非常事態において、消防がその使命を果たすことが安全で安心な社会を築く上でますます重要となっています。</p> <p>このため、常備消防については、訓練参加等を通じ県内消防本部の連携等を含め、消防職員の資質の向上に取り組むとともに、消防の広域化等を支援することで、消防力の強化を図ることができます。</p> <p>また、地域防災力の中核を担う消防団については、その役割が拡大し、地域住民の期待が高まる状況にあるにもかかわらず、人口減少・少子高齢社会の進展、サラリーマン世帯</p> | | | | | | | |

の増加などにより、全国的に消防団員数は減少しています。

そのため、地域防災の要として大きな役割を果たす消防団について、市町や三重県消防協会と連携しながら、幅広い層を対象に消防団員の裾野を広げる取組を積極的に進めることで、消防団の充実強化を図ることができます。

取組詳細

取組概要

- ・ 県内の消防体制の確立を図るため、市町等に対する連絡調整及び助言、消防職員、団員の表彰等に取り組むとともに、消防の広域化等の取組を支援します。
- ・ 三重県消防長会に対し、緊急消防援助隊ブロック合同訓練参加に係る負担金等を支出し、消防本部の訓練参加を支援します。
- ・ 県内市町の消防団で構成される三重県消防協会に財政支援を行い、消防団員の確保及び消防団の活性化の取組を支援するとともに、各市町における機能別消防団員制度の導入及び充実強化や女性消防団員の加入促進の取組を更に促すことで、消防団の充実強化を支援します。

取組内容等

(1) 消防広域化推進事業

5,100 千円 (5,100 千円)

県が策定した「三重県消防広域化及び連携・協力に関する推進計画」(平成31年3月策定)に基づき、消防の広域化等の実現に向けた取組を進めている市町に対して消防広域化推進補助金(補助率1/2、上限5,000千円)を交付し、消防の広域化及び連携・協力の推進を図ります。

推進計画において、促進すべきとした地域における通信指令台の共同運用に向けた連携・協力の検討が進みつつあることから、新指令センターのシステム検討や整備計画の策定などを行う基礎調査業務が円滑に進むよう財政支援を行い、消防の広域化及び連携協力に向けた取組の促進を図ります。

なお、消防の広域化及び連携協力を推進することにより、消防組織及び運用の効率化と消防力の強化が図られるとともに、広域化及び連携協力の効果(高度な施設・設備等の整備、現場要員の増強、現場到着時間の短縮及び応援体制の充実など)による住民サービスの向上の効果が期待できます。

(2) 消防行政指導事業費

11,712 千円 (11,712 千円)

- ・ 緊急消防援助隊ブロック合同訓練への参加について、負担金を支出し、県内消防本部の訓練参加を支援します。
- ・ 三重県消防長会が開催する警防技術交換会に負担金を支出し、県内消防本部の連携強化に資する取組を支援します。
- ・ 三重県消防大会を開催し、功績のあった消防職団員の表彰等を行います。
- ・ 三重県消防協会が実施する消防団員の確保や消防団の活性化に係る取組に対し、補助金を交付するとともに、県も市町及び三重県消防協会と連携してこれらの取組を推進します。
- ・ 機能別消防団員制度の導入及び充実強化や女性消防団員の加入促進に取り組む市町、消防団員が純増した市町に対し財政支援を行い、地域特性や消防団の実情に応じた創意工夫ある取組を支援します。

消防広域化及び連携・協力の効果

●高機能な施設、設備等の整備及び効率的な運用が可能に

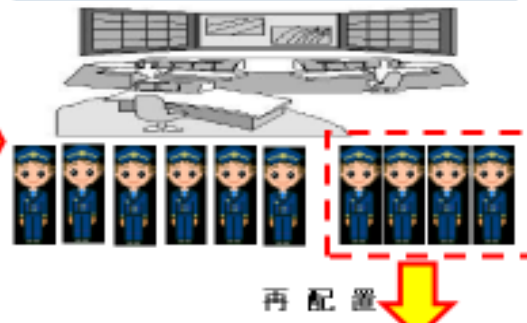
複数の消防本部が共同整備をすることにより、高機能な施設、設備等の整備及び効率的な運用が可能となります。

【現状】個別に小規模な設備等を整備



共同
整備

高機能な設備等の整備が可能



●現場要員の増強が可能に

本部機能の統合や指令の共同運用による効率化で、現場への手厚い隊員配置が可能となります。



●現場到着時間の短縮

通信指令業務の一本化により、全署所の車両等出動状況（待機車両の状況）を把握し、直近の待機車両を現場へ出動させることが可能になります。



●応援体制の充実強化

応援要請等の手続きを経ず、統一的な指揮の下で迅速な対応が行われるため、大規模災害、特殊災害への迅速、円滑な対応が可能になります。



部局名:教育委員会

令和3年度当初予算編成に係る
「知事と部局長との協議の場(個別協議)」資料

特定政策課題枠事業

| 順番 | 細事業名 | ページ |
|----|-------------------------------|-----|
| 1 | 高等学校学力向上推進事業費 | 1 |
| 2 | 社会的自立をめざす外国人生徒支援事業費 | 4 |
| 3 | ICTを活用した子ども一人ひとりの学びのつまずき克服事業費 | 6 |
| 4 | 不登校対策事業費 | 9 |
| 5 | いじめ対策推進事業費 | 12 |

令和3年度事業マネジメントシート（事務事業）

担当課 教育委員会事務局 高校教育課

事業概要

| | | | | | | | | | |
|----------------|-----|--|--------------------------|-----|-----|-----|----|-----|--|
| 細事業名 | | 高等学校学力向上推進事業費 | | | | | 区分 | 一部新 | |
| 施策 | | 222 | 個性を生かし他者と協働して未来を創造する力の育成 | | | | | | |
| 基本事業 | | 22201 | 主体的に社会を形成する力の育成 | | | | | | |
| 根拠 (法令等) | | | | | | | | | |
| 予算額等 | 年度 | 令和元年度 | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 | | | |
| | 予算額 | | | | | | | | |
| | 決算額 | | | | | | | | |
| 事業の目的 | | <ul style="list-style-type: none"> 各学校が「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた教育課程の編成ができるようにします。 生徒に育成を目指す資質・能力の3つの柱（知識及び技能、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力・人間性等）を偏りなく育成するよう、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に取り組みます。 新学習指導要領の周知を図るとともに、各学校に対して指導主事による適切な指導・助言を行います。 災害や感染症の発生等による学校の臨時休業等の緊急時においても、ICTの活用により全ての子どもたちの学びを保障できる環境を実現します。 | | | | | | | |
| 事業目標 | | <p>「困難だと思うことでも、前向きに考えて挑戦している」と答えた高校生の割合 令和3年度：74.0%</p> | | | | | | | |
| 前年度からの変更点 | | <ul style="list-style-type: none"> 災害や感染症の発生等による学校の臨時休業等の緊急時においても、ICTの活用により全ての子どもたちの学びを保障できる環境を実現します。 ICT環境を効果的に活用し、子どもたち一人ひとりに応じた個別最適化学習を推進します。 | | | | | | | |
| 事業の必要性と期待される効果 | | <ul style="list-style-type: none"> 生徒の学力の定着・向上及び自己実現を図るため、必要な指導方法や評価方法の工夫改善を図るための研究実践や教育課程改善に向けた取組を、指導主事の適切な指導・助言により推進していく必要があります。 SSHに係る事務処理が軽減され、SSHの担当教員が科学技術人材育成に向けた取組に専念することができます。 令和元年度からの新学習指導要領の先行実施、及び令和4年度からの完全実施に向けて、その趣旨・内容の徹底が図られるとともに、大学入学共通テスト等の高大接続改革にも対応することができます。 | | | | | | | |

取組詳細

取組概要

- ・ 生徒の学力の定着・向上及び自己実現を図るため、県立高等学校に対して指導・助言等を行うとともに、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を図るため、指導方法や評価方法の工夫改善に係る研究実践を推進します。
- ・ 先進的な理数教育等を実施する高等学校であるSSH指定校に対して、カリキュラムの開発・実践や体験的・問題解決的な学習等を支援します。
- ・ 高等学校における教育課程等について調査研究を行います。
- ・ 各学校に対し、新学習指導要領の趣旨・内容の周知徹底を図ることで、各学校が「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた教育課程の編成ができるよう取り組みます。

取組内容等

(1) 高等学校学習支援事業

① 指導主事による情報分析

学習指導要領に対応した教育課程の着実な実施、改善に活用するため、指導主事が教育関連の最新情報を収集し、分析します。また、例年実施される文部科学省の教科別説明会等に指導主事を派遣するとともに、全国指導主事協議会へ指導主事を派遣します。

② 指導主事による指導・助言

指導主事が学校訪問等により、教育課程の編成等について指導、助言、情報提供等を行うとともに、現場の声を収集し、授業改善につなげます。

③ 教務担当者会議

各県立学校の教務担当者及び指導主事による会議を開催し、情報共有を行うとともに、先進的な教育手法等に係る有識者等によるセミナー等を開催し、担当者等の能力向上を図ります。

④ 定時制・通信制生徒交流フェスティバル

定時制・通信制に学ぶ生徒の生活体験発表会やスポーツ大会の実施をとおして、生徒間の交流を図るとともに、学校生活を中心とした体験や将来の希望について語ることにより、自己肯定感を醸成します。

(2) スーパーサイエンスハイスクール事業

SSH事務員が、配置された高等学校の担当者とともに、SSH事業の推進に関する書面作成・経理事務等に必要の諸手続の確認・調整、他校との連絡調整等、三重県教育委員会及びSSH指定校が特に必要と認める業務を行います。

(3) 教育課程研究指定校事業

学習指導要領の趣旨を実現するための学習・指導方法及び評価方法の工夫改善に関し、研究主題を設定して実践研究を行い、その成果を全国に普及します。

(4) 新学習指導要領に対応した教育課程編成支援事業

県立高校に対し、新学習指導要領の趣旨・内容の周知徹底を図り、「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた教育課程の編成を図るため、以下を取り組みます。

- ・ 新教育課程編成のための教科別の委員会を立ち上げ、課題を検討します。
- ・ 高等学校新学習指導要領「情報Ⅰ」に係る研修会を実施します。
- ・ 各教科における学習評価のあり方の研究を、指定校の教員を中心に実施し、その研究成果を県内に普及します。

- ・ 文部科学省が開催する新学習指導要領説明会に各教科の指導的立場の教職員を派遣します。

(5) ICTの学び支援事業【一部特定政策課題枠】 6,459千円(6,459千円)

県立学校3校をモデル校に指定して、1年生を対象に国語、数学、英語の授業の中で、AIドリル教材を活用し、個別最適化した学習に取り組み、学力向上の効果を検証するため、以下の内容に取り組みます。

・ AIドリルや学習動画により、個人の理解度に応じた学び直しや発展的な学習を進めることで、学力の向上と学習意欲の変容について検証します。

・ 学力の向上にかかる検証は、4月と2月に学力を15段階(S1～D3)で測定する基礎力診断テストを活用し、学習意欲にかかる検証はアンケートにより実施します。

・ 英語の授業において、AIによる発話トレーニングを導入することで、英語のスピーキング能力を向上させます。

学校のICT環境の設計や使用マニュアルの作成などの支援を行うGIGAスクールサポーターを県立学校4校に1人配置します。

教育課程の共通化等、単位修得を前提とした同時双方向型の遠隔授業など、ICTを活用した連携・協働体制の整備を進めます。

令和3年度事業マネジメントシート（事務事業）

担当課 教育委員会事務局 高校教育課

事業概要

| | | | | | | | | |
|----------------|---|----------------------|-----|-----|-----|-----|-----|--|
| 細事業名 | 社会的自立をめざす外国人生徒支援事業費 | | | | | 区分 | 一部新 | |
| 施策 | 213 | 多文化共生社会づくり | | | | | | |
| 基本事業 | 21303 | 日本語指導が必要な外国人児童生徒への支援 | | | | | | |
| 根拠 (法令等) | | | | | | | | |
| 予算 額 等 | 年度 | 令和元年度 | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 | | |
| | 予算額 | | | | | | | |
| | 決算額 | | | | | | | |
| 事業の目的 | 外国人生徒支援専門員を活用し、学校・家庭・地域が一体となった支援体制づくりを進め、高等学校に在籍する日本語指導が必要な外国人生徒の社会的自立を促します。 | | | | | | | |
| 事業目標 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 授業内容が理解できると感じている日本語指導が必要な外国人生徒の割合を 90% ・ 日本語学習クラブで学んだ生徒の日本語能力試験（N3）合格率 50%以上 | | | | | | | |
| 前年度からの 変更点 | <u>日本語指導が必要な外国人生徒を対象とした「日本語学習クラブ」を外部委託により実施します。</u> | | | | | | | |
| 事業の必要性と期待される効果 | <p>本県には日本語指導が必要な外国人生徒が多数在籍していることから、外国人生徒支援専門員を活用し、学校・家庭・地域が一体となった支援体制づくりを進めていくことが必須です。</p> <p>また、<u>日本語指導が必要な外国人生徒を対象とした「日本語学習クラブ」を、年間をとおして実施することで、外国人生徒に日本語学習の機会を提供し、将来日本社会で自立するために必要な資質・能力を培うことができます。</u></p> | | | | | | | |

取組詳細

| | |
|-------|---|
| 取組概要 | <p>日本語指導が必要な外国人生徒が、将来、社会的自立を果たし、社会の一員として活躍できるよう、学校・家庭・地域が一体となった支援体制づくりを進めるとともに、外国人生徒支援専門員を活用し、高校における学習指導等の充実を図ります。</p> <p>また、<u>日本語指導が必要な外国人生徒を対象に、日本語能力育成をめざす「日本語学習クラブ」を開設します。</u></p> |
| 取組内容等 | |

(1) 社会的自立をめざす外国人生徒支援事業【一部特定政策課題枠】 4,414千円(4,414千円)

①外部人材の配置

外国人生徒が地域で社会的自立を果たし、社会の一員として活躍できるよう、学習支援や進路相談を行う専門員（ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語）7名を県立高校に配置します。

②「日本語学習クラブ」の実施

- ・高等学校に在籍する日本語指導が必要な外国人生徒を対象に、日本語能力試験N3（日常的な場面で使われる日本語を理解できる）以上の合格をめざす「日本語学習クラブ」を開設します。
- ・「日本語学習クラブ」では、日常生活に必要な日本語（話す、読む、書く）についての専門家による学習指導のほか、日本の社会の一員として自立して生きるうえで必要な社会制度や生活文化について学びます。
- ・オンラインを活用し、各校に点在する外国人生徒の参加を可能にするとともに、各校の外国人生徒担当教員への日本語指導のOJT研修を行います。

令和3年度事業マネジメントシート（事務事業）

担当課 教育委員会事務局 学力向上推進プロジェクトチーム

事業概要

| | | | | | | | | | |
|-------------|-----|--|-----------------------------------|----------|-----|-----|----|----|--|
| 細事業名 | | ICTを活用した子ども一人ひとりの学びのつまずき克服事業費 | | | | | 区分 | 新規 | |
| 施策 | | 221 | 子どもの未来の礎となる「確かな学力・豊かな心・健やかな身体」の育成 | | | | | | |
| 基本事業 | | 22101 | 学力の育成 | | | | | | |
| 根拠 (法令等) | | | | | | | | | |
| 予算額等 | 年度 | 令和元年度 | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 | | | |
| | 予算額 | | | 11,706千円 | | | | | |
| | 決算額 | | | | | | | | |
| 事業の目的 | | <p>・みえスタディ・チェックをCBT（Computer Based Testing）で実施し、子どもたちが解答後すぐに「できた問題」と「できなかった問題」を確認して、1人1台端末に各自の解答状況に応じて提供されるワークシートで繰り返し学んだり、学年を遡って学んだりできるシステムを構築し、タイムラグなくできなかった問題を学び直しできる環境を整備することで、子どもたちの学習意欲の向上を図り、学習内容の理解・定着につなげます。</p> <p>・若手教員が増えていく中、経験の少なさから、子どもたちのつまずきの原因が「何年生のどの学習か」といった系統性が分かりにくい状況を、課題に対応したワークシートを個別に提供するシステムで補完し、個に応じたきめ細かな指導を支援します。</p> | | | | | | | |
| 事業目標 | | <p>・子どもたちが学ぶ楽しさ・わかる喜びを実感し、基礎的・基本的な知識・技能、思考力・判断力・表現力等、主体的に学習に取り組む態度を身に付けます。</p> <p>○目標項目：「全国学力・学習状況調査」における本県の子どもの学力の伸び 「全国学力・学習状況調査」において文部科学省が示す正答数分布の4階層（ABCD層）におけるAB層の公立小中学生の割合（全国を100とした場合の本県の値） 令和3年度：小学生102、中学生100</p> <p>○目標項目：勉強をすることが好きな子どもたちの割合 「全国学力・学習状況調査」の児童生徒質問紙調査において、「国語の勉強は好きですか」、「算数・数学の勉強は好きですか」という2つの質問に対して、肯定的に回答した公立小中学生の割合の平均） 令和3年度：小学生68.0%、中学生63.0%</p> | | | | | | | |
| 前年度からの変更点 | | | | | | | | | |
| 事業の必要性と期待さ | | <p>・三重県では、全国学力・学習状況調査、みえスタディ・チェックにより、子ども一人ひとりの課題を把握し、授業の改善やワークシートを活用するなどして、年間を通じて理</p> | | | | | | | |

| | |
|------|--|
| れる効果 | <p>解と定着を図る取組を進めています。このうち、県独自のみえスタディ・チェックは、実施後、採点と課題の分析、課題に対応したワークシートの作成・提供に一定の期間を要しており、子どもたちがみえスタディ・チェックで「できなかった問題」を学び直すにはタイムラグがあります。そのため、子ども自身が即時にみえスタディ・チェックの結果を把握して、タイムラグなく各自の解答状況に対応するワークシートに取り組み始める仕組みが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども一人ひとりに整備される端末をみえスタディ・チェックの実施やワークシートの提供に活用することで、即応性のある学習活動、一人ひとりに応じた最適な学習が実現し、学力の一層の定着と向上が可能となります。 ・各自の解答状況に応じたワークシートがすぐ提供されることから、主体的な学習が進み、「できるようになった」達成感を積み重ね、つまずきの克服につなげることができます。 |
|------|--|

取組詳細

| | |
|-------|---|
| 取組概要 | <ul style="list-style-type: none"> ①みえスタディ・チェックを CBT 化して、個別最適な学習を実現します。 ②国語、算数・数学のワークシートを単元別に整理し、子どもたちに提供します。 |
| 取組内容等 | |

(1) ICT を活用した子ども一人ひとりの学びのつまずき克服事業

11,706 千円 (11,706 千円)

①みえスタディ・チェックを CBT 化して、個別最適な学習を実現します。

- ・子どもたちが1人1台端末を持つこととなる環境を活用し、みえスタディ・チェックを CBT 化することにより、実施後すぐに自動採点・集計を行います。問題ごとに県教育委員会が作成したワークシートを予め紐付けしておきます。
- ・子どもたちが、できた問題、できなかった問題をすぐに把握することができるようにし、タイムラグなくできなかった問題を学び直しできるよう、みえスタディ・チェックの各問題に紐付けされているワークシートを端末に提供します。
- ・割合など、学習内容の積み上げが必要な問題は、複数のワークシートを準備しておき、分かる段階まで遡ってワークシートを提供します。

②国語、算数・数学のワークシートを単元別に整理し、子どもたちに提供します。

- ・上記の紐づけワークシートとは別に、子ども一人ひとりの理解状況・学習ニーズに合わせて学習が進められるよう、小学校4年生から中学校3年生までの国語、算数・数学のワークシートを単元別に整理し提供します。
- ・特に、本県の経年的課題であり、各学年の学習内容の積み上げが重要である「割合」「図形」「読む力・伝える力」については、分からなければ学習内容を遡ってワークシートを提供します。

<みえスタディ・チェック>

- ・令和3年度第2回（令和4年1月実施）
対象：小学校5年生、中学校2年生
人数：約30,000人（約15,000人×2学年）

教科：国語、算数・数学、理科

・令和4年度第1回（令和4年4月実施）

対象：小学校4年生・5年生、中学校1年生・2年生

人数：約60,000人（約15,000人×4学年）

教科：国語、算数・数学、理科

*選択式問題及び算数・数学の数を問う問題は、コンピュータによる自動採点

*記述式問題は解答用紙により解答し、教員が採点

*視覚障がいなど、特別な配慮が必要な子どもたちには、紙媒体の拡大版を提供

令和3年度事業マネジメントシート（事務事業）

担当課 教育委員会事務局 生徒指導課

事業概要

| | | | | | | | | |
|----------------|-----|---|---------------|-----|-----|-----|----|-----|
| 細事業名 | | 不登校対策事業 | | | | | 区分 | 一部新 |
| 施策 | | 224 | 安全で安心な学びの場づくり | | | | | |
| 基本事業 | | 22403 | 不登校児童生徒への支援 | | | | | |
| 根拠 (法令等) | | 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保に関する法律 | | | | | | |
| 予算 額 等 | 年度 | 令和元年度 | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 | | |
| | 予算額 | / | | | | | | |
| | 決算額 | / | | | | | | |
| 事業の目的 | | 将来の社会的自立に向けて、不登校児童生徒の意思が尊重され、個々の状況に応じた支援体制を整えるとともに、児童生徒一人ひとりが社会性や自立心を育みながら、互いに尊重し合う態度を身に付け、安心して学ぶことができるようにする。 | | | | | | |
| 事業目標 | | 不登校児童生徒が、学校内外の機関等での相談・指導等を受けた割合 令和3年度：小学生 83.1%、中学生 80.1%、高校生 56.7% | | | | | | |
| 前年度から の変更点 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>教育支援センター3か所をモデルとして指定し、スクールカウンセラー（SC）とスクールソーシャルワーカー（SSW）を配置する。</u> ・ <u>不登校の背景や要因、学校の対応や専門家による相談状況などとその結果をデータベース化する。</u> ・ <u>大学教授等の専門家1名をアドバイザーに委嘱し、精神的回復力（レジリエンス）を高める教育実践プログラムを作成し、2つの中学校区で実施する。</u> ・ <u>不登校児童生徒の保護者が悩みや不安を抱え込んでしまうことのないよう「不登校相談会」を県内6箇所で開催する。</u> | | | | | | |
| 事業の必要性と期待される効果 | | <p>【事業の必要性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>不登校児童生徒が年々増加し、令和元年度は過去最大の人数となっている。令和2年度から新たに取り組んでいる長期不登校生徒の実態把握と分析及び訪問型支援について、令和3年度は発展的に拡充することをはじめ、教育支援センターへのSCやSSWの専門人材の配置、不登校支援情報のデータベース化、保護者への支援など、総合的な対策が急務である。</u> ・ <u>不登校の背景・要因に人間関係やコミュニケーションがあることから、良好な人間関係を築くスキルや様々なストレスから回復する力（レジリエンス）を育む必要がある。</u> ・ <u>これまでは学校復帰を前提とした支援が行われてきたが、学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することをめざした支援が求められる。</u> ・ <u>不登校児童生徒のうち、教員（養護教諭以外）を除いて、約30%の児童生徒がどの相談機関等ともつながっていない。その中には、心理的・福祉的な支援が行き届きにくい</u> | | | | | | |

ケースもあり、引き続き臨床心理士や精神保健福祉士等の専門家による訪問型支援を実施していく必要がある。

【期待される効果】

- ・ 教育支援センターにSCとSSWを配置することで、専門的見地から児童生徒や保護者に対して、よりの確な支援が可能となる。また、訪問型支援の普及により、長期に不登校となっている児童生徒の学校復帰や社会的自立が進む。
- ・ 不登校児童生徒の状況や支援内容、変容等の事例をデータベース化することで、休み始めの早期や長期に及ぶ場合など、ケースに応じた効果的な支援ができる。
- ・ レジリエンス教育を実践し、児童生徒の内面に働きかけることで、ストレスや不安感の軽減につながるができる。また、命を大切に教育やいじめ、暴力行為に係る児童生徒への対応にも活用できる。
- ・ 魅力ある学校づくりを進めることにより、児童生徒が授業等において主体的に活動し、不登校児童生徒数の減少や問題行動を減少できる。
- ・ いじめや暴力行為等の問題行動の未然防止に係る教職員の指導力が高まるとともに、「チームでの支援」の推進により、学校としての組織力向上・安全安心な学校づくりができる。

取組詳細

取組概要

教育支援センター3か所をモデルとして指定し、SCとSSWを配置し、専門的な支援を行うとともに、不登校支援アドバイザーの助言を得ながら訪問型支援に取り組む。不登校の背景や要因、学校の対応や専門家による相談状況などとその結果をデータベース化する。レジリエンス教育に取り組むための実践プログラムを作成する。小中学校の連携による「魅力ある学校づくり」を進めるとともに、みえ不登校支援ネットワークの取組への支援や、学校と民間施設（フリースクール等）との連携を進めるなど、不登校児童生徒の多様な学びを支援します。さらに、保護者を対象とした相談会を開催し、保護者間の交流や情報提供の機会とする。

取組内容等

- (1) 教育支援センターを核とした不登校支援事業 19,264千円(12,844千円) **特定政策課題枠**

県内の教育支援センターのうち、3か所をモデル教育支援センターに指定し、心理や福祉の専門人材であるSCとSSWを配置し、通所している児童生徒とその保護者や、通所できない児童生徒と保護者の相談にも幅広く対応する。これらの支援を通じて、地域の福祉・保健・医療等とのネットワークを整備する。また、令和2年度から新たに取り組んでいる不登校児童生徒の実態調査と訪問型支援を発展的に拡充し、不登校支援アドバイザーが教育支援センターに配置されたSCやSSWに助言を行い、教育支援センターを核とした不登校児童生徒の訪問型支援に取り組む。

- (2) 不登校対応事例データベース化事業 6,000千円(6,000千円) **特定政策課題枠**

不登校の背景や要因、家庭の状況、支援内容（家庭訪問や学習支援などの学校の対応、専門家による相談等）、児童生徒の変容について、欠席の期間や学校復帰の状況、教育支援センターなどの利用

状況など、幅広く約 500 事例をデータベース化する。データベース化した情報はクラウドで管理し、各学校や教育支援センターの教員が、類似の対応事例などを参考に不登校児童生徒に適切な支援ができるようにする。

(3) レジリエンス教育実践事業 1,300 千円 (868 千円) **特定政策課題枠**

大学教授 1 名をアドバイザーに委嘱し、SST (ソーシャルスキルトレーニング) やSGE (構成的グループエンカウンター) 等を用いた精神的回復力 (レジリエンス) を高める教育実践プログラム (小学校用と中学校用) の作成を依頼する。プログラムはモデルに指定した 2 つの中学校区において、総合的な学習の時間や学級活動など年間 5 回程度実施し、児童生徒がどのように変容したかアンケートをとり、アドバイザーの助言も得て検証を行う。作成した実践プログラムは、教育支援センター及び学校に配付するとともに、研修会等を通して、レジリエンス教育に取り組む意義や活用について周知し、学校での取組につなげる。

(4) 子どもの居場所づくり支援事業

- ・小中学校及び県立学校の生徒指導担当者に対して、それぞれの実態に応じた事例検討や、関係機関による研修を実施し、「チームでの支援」による生徒指導体制づくり等につなげる。

(5) 魅力ある学校づくり調査研究事業

- ・1,000 人当たりの不登校児童生徒数が全国平均を超える中学校のうち、新たな不登校児童生徒数の減少をめざす推進市を指定し、県・市町教育委員会指導主事が連携して取組を進めます。
- ・魅力ある学校に向けて、児童生徒の意識調査の結果等から、学校の取組における児童生徒と教員の意識のずれを確認したうえで、改善に向けた目標を設定し、PDCA (計画・実行・点検・改善) サイクルで学校づくりの取組を進めます。また、取組の成果を他の市町教育委員会に普及する。

(6) 学校外での多様な学び支援事業

① 訪問型支援の実施及び支援方法のノウハウの積み上げ

- ・不登校児童生徒や保護者への聴き取り等を通じて実態把握するとともに、継続及び新規の対象となる不登校児童生徒に対し支援を行う。
- ・引き続き、臨床心理士や精神保健福祉士等の専門家による訪問型支援を行うとともに、有効な支援方法についてノウハウを積み上げる。

② フリースクール等で学ぶ子どもたちへの多様な学びの支援

- ・フリースクール等が行う、不登校児童生徒の社会的自立に向けた体験学習等への支援を行うとともに、必要に応じてフリースクール等へ臨床心理士・精神保健福祉士等の専門家を派遣する。

③ 不登校児童生徒の保護者に対する相談会の実施

- ・不登校児童生徒の保護者が悩みや不安を抱え込んでしまうことのないように「不登校相談会」を県内 6 箇所で行い、専門家による講演会や相談機関による相談会、保護者同士の交流会、不登校支援に関わる情報提供を行う。

令和3年度事業マネジメントシート（事務事業）

担当課 教育委員会事務局 生徒指導課

事業概要

| | | | | | | | | |
|--------------------|--|----------------|-----|-----|-----|-----|-----|--|
| 細事業名 | いじめ対策推進事業 | | | | | 区分 | 一部新 | |
| 施策 | 224 | 安全で安心な学びの場づくり | | | | | | |
| 基本事業 | 22401 | いじめや暴力のない学校づくり | | | | | | |
| 根拠 (法令等) | 三重県いじめ防止条例、三重県いじめ防止基本方針 | | | | | | | |
| 予算 額 等 | 年度 | 令和元年度 | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 | | |
| | 予算額 | / | | | | | | |
| | 決算額 | / | | | | | | |
| 事業の目的 | 全ての子どもたちが安全に安心して学校生活を送り、学びに向かい、夢や希望を実現していけるよう、いじめのない学校づくりを進める。 | | | | | | | |
| 事業目標 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校生活に安心を感じている子どもたちの割合 令和3年度：小学生 93.8%、中学生 97.7%、高校生 90.7% ・ いじめ防止応援サポーターとしていじめの防止に取り組む団体数 令和3年度：550 団体 ・ いじめの認知件数に対して解消したものの割合 令和3年度：100% | | | | | | | |
| 前年度から の変更点 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 中高生が主体となって、いじめをテーマにした紙芝居を創作し、小学校等で紙芝居を上演する。 ・ ネットパトロールで検知されたキーワードを新たに追加することによる検索機能を強化するとともに、「ネットみえ〜る」からプッシュ通知機能を活用して「ネットみえ〜る」利用者へいじめ防止や相談窓口に係る情報を発信する。 ・ 画像投稿アプリ「ネットみえ〜る」への投稿内容や、これまでのネットパトロールで検知された内容等も踏まえ、ネットリテラシーに関する児童生徒向けのケーススタディ教材を校種別に作成する。 | | | | | | | |
| 事業の必要性 と期待される効果 | <p>【事業の必要性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長、人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあり、安心して学びに向き合える環境の整備は急務の課題である。 ・ 小学校でのいじめの認知件数が最も多く、低学年からいじめを許さない心を育むことが必要である。また、児童生徒がいじめとはどういうものなのか、いじめを防止するためにどのような行動をとればよいのかを考えることができる主体的な活動が必要である。 ・ 年間を通したネットパトロールや、画像投稿アプリ「ネットみえ〜る」の利用を促進 | | | | | | | |

するとともに、そこで得た事例を踏まえ、児童生徒向けのネットリテラシー教材を新たに作成し、インターネット上の不適切な書き込みに起因するいじめや、新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷や人権侵害から児童生徒を守ることが必要である。

【期待される効果】

- ・ 臨床心理士、社会福祉士・精神保健福祉士、弁護士等の専門家が、いじめで苦しむ児童生徒やその対応にあたる学校を支援することで、いじめの未然防止や早期対応・解決、重大事態発生を防止できる。
- ・ 中高生が紙芝居を創作し、読み聞かせを行う過程において、いじめについての理解を深め、いじめ防止に向けた主体的な取組につながるができる。上演を聞く小学生もいじめの問題を身近なこととして捉え、自らの言動を考えるきっかけとなることができる。
- ・ ネットパトロールにより、インターネット上のいじめや人権侵害を早期に発見し、早期に対応することができる。また、画像投稿アプリ「ネットみえ〜る」により、閉ざされたSNS上の不適切な書き込みも多くの人の目で発見することで、問題の早期発見・対応につなげることができる。
- ・ 児童生徒向けのネットリテラシー教材を作成することで、平常時だけでなく新型コロナウイルス感染症等が社会に大きな不安を与えるような状況下でも、児童生徒がインターネットを適正に利用することができる。

取組詳細

取組概要

臨床心理士、社会福祉士・精神保健福祉士、弁護士等の専門家が、いじめで苦しむ児童生徒やその対応にあたる学校を支援するとともに、中学生と高校生がいじめをテーマにした紙芝居を創作し小学校等で上演することを通じて、いじめを自分事として考える機会を創出する。また、インターネットトラブルや新型コロナウイルス感染症によるいじめや人権侵害から児童生徒を守るため、ネット上の不適切な書き込みを検索するネットパトロールを通年で実施するとともに、ネット上の不適切な書き込みを発見した場合に、その内容を投稿できるアプリ「ネットみえ〜る」を引き続き運用する。これらの取組から得られた事例等に基づき、児童生徒がいじめや誹謗中傷について考え、学ぶことができる教材を作成する。

取組内容等

(1) 専門家との連携によるいじめ防止支援事業

○ 臨床心理士による支援

臨床心理士が、いじめを受けて苦しんでいる児童生徒への直接的な支援や、いじめにより欠席しだした児童生徒に対して、家庭訪問等を行う。

○ 社会福祉士・精神保健福祉士による支援

社会福祉士・精神保健福祉士が、いじめの被害・加害児童生徒を取り巻く環境といじめの関係性について検証した上で、関係機関と連携した支援を行う。

○ 弁護士による支援

弁護士によるいじめ予防授業を通して、児童生徒がいじめの問題に対して主体的に行動できる

力を育むとともに、学校だけでは解決が困難な事案に対して支援を行う。

(2) いじめ防止の主体的な活動推進事業

- ・ 公募で集まった県内の高校生・中学生が「いじめ」をテーマに小学生対象の紙芝居を創作する。
- ・ 絵本作家によるワークショップを開催し、効果的な紙芝居の作り方や見せ方を学び、その過程で、いじめについて考える。
- ・ ワークショップでは、中高生が校種を越えてグループを構成し意見を出し合い、紙芝居のシナリオを考える。
- ・ 創作したすべての紙芝居について、発表する機会を持ち、いじめに関わるメッセージ性に優れた紙芝居を参加した生徒たちにより3点ほど選出する。
- ・ 選出された紙芝居は、絵本作家等プロによる指導を受け最終的に仕上げ、その後印刷し、県内公立小学校、図書館及び県内の教員・保育士養成の大学・短大に配付する。
- ・ 紙芝居を創作した中高生が上演を希望する小学校を訪問し、読み聞かせを行い、読み聞かせ後は小学生が紙芝居から感じたこと、考えたことを作文にまとめる。作文を発表し合うことで、いじめについて理解を深めるとともに、上演した中高生に作文をフィードバックすることによって、いじめの防止について中高生の学び直しとする。
- ・ 紙芝居の読み聞かせを受けた児童が、家庭で感想等を話すことによって、家庭内でもいじめの問題について話をする機会とする。
- ・ 紙芝居を学習塾等子どもに関わる事業をしている「いじめ防止応援サポーター」に配付し、子ども対象のイベントや日常業務等に利用してもらい、いじめ防止を幅広く効果的に啓発する。
- ・ 市町図書館では、地域の来館者への読み聞かせ会などに活用してもらう。

(3) インターネットの適正利用に係る取組事業 8,943千円(県費8,943千円) 特定政策課題枠

○ ネットパトロールの実施

年間を通して、いじめや人権侵害、新型コロナウイルス感染症に係る不適切な書き込み等についてネットパトロールを行い、インターネットトラブルから児童生徒を守る。また、令和3年度は、ネットパトロールで検知されたキーワードを新たに追加することによる検索機能の強化に取り組む。

○ 「ネットみえ〜る」の実施

いじめや人権侵害につながるインターネット上の不適切な書き込みを通報できるアプリ「ネットみえ〜る」を引き続き運用する。また、「ネットみえ〜る」からプッシュ通知機能を活用して「ネットみえ〜る」利用者へいじめ防止や相談窓口に係る情報を発信する。

○ 児童生徒向けのネットリテラシー教材の作成

新型コロナウイルス感染症にかかる誹謗中傷や人権侵害につながる書き込みが、インターネット上に見られることから、児童生徒が誹謗中傷や人権侵害の被害者とならないよう、また不適切な書き込みを行わないよう児童生徒のネットリテラシーを育成するための教育を進めるため、「ネットみえ〜る」への投稿内容や、これまでのネットパトロールで検知された内容等も踏まえ、児童生徒向けのケーススタディ教材を校種別に作成する。